

休眠預金活用事業 事業計画

申請事業名(主)	感染症下の災害で脆弱層支援を実現する活動
申請事業名(副)	重点3分野のネットワークを土台とした災害時の被災地との連携支援

申請事業の種類1	④災害支援事業
申請事業の種類2	「防災・減災支援に向けたNPO等の各種団体の活動の推進」と「緊急災害支援に向けたNPO等の各種団体の活動の推進」
申請事業の種類3	「緊急災害支援に向けたNPO等の各種団体の活動の推進」
申請団体名	ジャパン・プラットフォーム

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域①	3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	分野①	⑦ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援;⑧その他
領域②	1) 子ども及び若者の支援に係る活動	分野②	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援;② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
領域③	2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	分野③	④ 働くことが困難な人への支援;⑤ 社会的孤立や差別の解消に向けた支援
領域④		分野④	

その他の解決すべき社会の課題	感染症下における民間非営利活動による課題解決への介入困難状況を改善する活動
----------------	---------------------------------------

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。	発災時に支援が行き届きにくい脆弱層や発災により貧困や脆弱な状況に陥る層に対し、災害時の早期支援介入と伴走支援により、発災当初の困窮対応や、復興に向けた支援制度への連結などし、脆弱性の軽減を目指す。
11.都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	生活基盤を水害等により喪失又は損壊することにより、生活環境の悪化が発生することにより経済面のみならず、衛生面や心身面においてQOLが低下し、自死を含めた災害関連死に至ることを早期に抑止する。
13.気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	豪雨や台風等の国内で急増する水関連の災害において、現地の力を活かしつつ、これまでの国内外の災害現場における有効な知見等を現場に提供することにより、国内のどこにいてもより多くの方々を救える体制をつくる。

実施時期	2020年10月～2022年03月	直接的対象グループ	災害支援において別途（防災・減災枠）指定する分野の活動を行う実行団体（3分野のネットワーク）	間接的対象グループ	直接的対象グループからの支援を受けて活動を行う被災地内団体と、その支援対象者である被災者
対象地域	全国	人数	今回対象の3分野の各実行団体3団体 対象とする災害によるが、各分野の情報交換などに参加する全国の支援者のべ150人/1回（各ネットワークにつき50人程度と換算）。12ヵ月実施の場合は1,800人以上	人数	（JPFの災害出動基準として）2000世帯以上の避難の災害への出動。 実態として2万人以上の被災者を対象とする。

I.団体の社会的役割

(1)申請団体の目的

当法人は、NGO、政府機関、企業、メディア及び研究機関等が有している人材、資金及び知識や経験の相互利用により、日本の民間団体による援助活動の質的向上を図り、国内外で起こる自然災害の被災地域、紛争地域及び途上国における援助活動を積極的に行い、その活動を通じて国際社会の一員として平和な社会づくりに貢献することを目的とする。また、その活動を通じて日本の市民社会のさらなる発展に寄与することを望む。

(2)申請団体の概要・活動・業務

当法人は、団体の目的を達成するために援助活動に従事する民間団体等への、官民間わなない資金的、物的資源を助成するなどし、国内外で起きる被災地、紛争地の緊急人道支援を行っている。

併せて、援助活動の更なる適正性や効率性を高めるため関係する多様な機関との連絡調整や民間団体の組織、人的基盤強化を実施している。

また援助活動の調査研究、政策提言等を広く発信し、企業や団体等と連携した支援者の開拓も行っている。

II.事業の背景・社会課題

(1)社会課題概要

常態化する自然災害の甚大化。更にコロナ感染症下で現地入りできない民間支援団体。手薄になる脆弱層への支援が課題。

近年の気象災害の大規模化、常態化により、被災地域内だけでは対応できない被害・損害が絶えず発生しています。更に、新型コロナウイルスの蔓延により、被災地域で不足する支援を、現地に駆けつける形の支援が難しくなっています。このため、災害脆弱層への支援が手薄、または手が回らない可能性が高まります。

(2)社会課題詳述

国内気象災害の【大規模化】、【常態化】、【感染症下】において、被災地は、支援の『量、質、スピード』のすべてが不足。

■1.被災地内部の課題＝度重なる災害に、人口減、高齢化する地域は住民も行政も疲弊！災害時の支援力、受援力不足

『豪雨』、『台風』災害の大規模化と頻発化しています。そのため、被災地域内だけでは復旧や生活再建に対応しきれない甚大な被害が発生しており、さらに『常態化（頻発）』により、復興はおろか、度重なる被害により、復旧すら難しい状況の地域もあります。

また、被害の広域化により、復旧、復興期間に時間を要することになり、自立再建が可能な世帯や若者などは早期に地域を出ていく可能性が高く、地域には生活再建などを含め、支援をより必要とする高齢者や障がい者、脆弱層が取り残される傾向があります。

■2.外部支援上の課題＝コロナ感染症下、従来型の民間支援が限界に！

これまで大規模災害において、被災地内で対応しきれない被害・損害を受けてきましたが、その度に、公的な支援と共に民間による支援も合わせ、復旧、復興の現場を支えてきました。

しかし、新型コロナウイルス拡大以降は、日常生活における人の移動はもとより、緊急時においても外部から駆けつけることが難しい状況です。このことにより、被災地への外部支援が行えない状況が続き、今後も迅速さはもちろん、外部からの支援すら難しい状況となることが予想されます。

また、特に地方都市における災害においては、災害に対応した民間団体が少なく、情報提供や研修など、オンラインなどを通じた遠隔的な支援が可能になったとしても、外部から働きかけられる団体がおらず、また、地域で活動が立ち上がった際にも、連携先が分からず、非効率な活動が行われる可能性があります。

→発災前に事例や人道支援の基準を学ぶなどの支援の質向上により、発災時の効果的な活動が可能になります。

(3)課題に対する行政等による既存の取組み状況

行政もこれまでの災害からの教訓の制度化や、新しい状況における支援方法は模索中ですが、その機構上、特に緊急時には、公平かつ大規模な支援を得意とするため、災害時に顕著になる災害脆弱層などへの支援ができない可能性が高いです。そのため、独力では生活再建が難しいような脆弱層への寄り添った支援やその層に重点を絞った施策展開などは予算や人員を含め難しい状況にあり、民間との協働などにより実現する傾向にあります。

(4)課題に対する申請団体の既存の取組状況

当団体は、災害人道支援を行う団体として、国内の災害支援を行う団体や様々な機関と、発災時のみならず、日常的に情報交換、ネットワークづくりを行っています。

また、復興における地域主体の回復力向上のため、地域内の人材による活動支援に力を入れ育成支援して来ています。2020年の熊本豪雨災害では、感染症蔓延により外部からの支援が難しい中、'16年の熊本地震以降支援してきた団体を軸に支援活動実施中です。

(5)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義

必要な寄付が集まるまでには少なくとも1か月、又集まらない場合もある国内災害で、活動団体は財源が確保できるまでは活動を開始できない状況です。発災前に財源が確立している休眠預金は、早期介入が必要な脆弱層支援に非常に有効です。また災害時の寄付は、物資提供を期待される場合が多く、ソフト面でのインパクトを目的とした本交付金は、'19年度の実行団体からも被災地復興支援上、大変ありがたいとコメントを頂いています。

III.申請事業

(1)申請事業の概要	
<p>■実行団体の選定 防災・減災枠と同じ実行団体を選定することを前提とします。防災減災枠で組織する平時のネットワークに被災地団体が参加している状態がベストですが、そうでない地域もありうるので、全国を活動地とする経験豊富な団体を実行団体の選定条件とし、状況に応じた、有効な支援活動を実現します。</p> <p>■活動分野 発災前の防災減災活動では、3つの対象分野 『1.脆弱層への適切な支援』、『2.安心・安全な避難生活』、『3.情報の整理と活用』について、現地とのネットワーク化を進めているため、発災時この分野を中心に活動を強化して対応していきます。</p> <p>■実施事業（被災地内団体と連携） 1.情報収集：各分野に関わる被災状況や被災者のニーズ確認 2.直接活動支援：被災地内団体と連携し、支援活動計画や具体的な支援方法に関して協議、支援を行う。 3.その他：行政との折衝や、企業などとの協働での調整支援。被災地内団体が直接的な活動を行う中、外部からできる被災地内行政との調整や、大規模災害では、内閣府などの公的機関との調整を行う。 ※なお、被災地内に入れない前提で主な活動を記述しているが、被災地に入ることが可能の場合は、上記内容をより主体的に行う事を目指します。</p>	

(2)インプット							
資金	①事業費 (自己資金含む)	内訳：実行団体への 助成金等充当額	管理的経費	②プログラム・オフィサー関連経費	③評価関連経費	④助成金申請額	⑤補助率
	¥88,157,502	¥75,000,000	¥13,157,502	¥11,988,400	¥4,790,560	¥109,036,462	100.0

(3)活動(資金支援)		時期
事業活動 0年目	各実行団体は、各ネットワークにおける被災地内の団体と連携しながら 1.被災地の被害状況や対象とする災害脆弱層の状況把握を行う。 2.被災地の状況に応じ、対象層のニーズ把握を行い、そのニーズに対応する。(物的、対人サービスの) 3.対象層の状況に基づき、その後の生活再建に必要な体制整備を行う。(短期的物資提供や行政などと連携した個別ケース対応の体制など)	発災時期による(発災直後から実施)
事業活動 1年目	0年目、3つ目の活動の継続 4.事業終了後を見据え、引き続き支援を継続するための体制整備を行う。(ネットワーク体の維持に向けた資金調達や主に行政との脆弱層支援体制の整備など)	0年目活動内容1回目実施直後から
事業活動 2年目	該当なし	該当なし
事業活動 3年目	該当なし	該当なし

(4)活動(組織基盤強化・環境整備(非資金的支援))		時期
事業活動 0年目	伴走支援として団体の行う事業に対し、これまでの災害支援の知見や、関連する全国の災害支援団体からの支援を投入することにより、災害支援の知見がある団体との関係性構築を行い、事業の効果や効率をさらに高める取組を行う。 必要に応じて、他の災害支援ネットワークなどとの情報交換や事業の連携の支援を行う。 感染症対策に関しては、事業内容の審査時点でJPFに関係のある専門家により監修を受ける。事業実施時も支援継続する。	発災時期による(発災直後から実施)
事業活動 1年目	団体の被災地支援活動の状況を見ながら、主に研修を通じた災害におけるSphereスタンダード等の国際基準に関する知見の習得機会を提供し、現状の事業の改善並びに、今後の被災地支援プログラムに反映する。	発災時期による(発災直後から実施)
事業活動 2年目	該当なし	該当なし
事業活動 3年目	該当なし	該当なし

(5)短期アウトカム(資金支援)	指標	初期値/初期状態	目標値/目標状態	目標達成時期
対象の被災地域において、団体の支援活動（災害脆弱層のニーズ把握やその対応）により、被災地域における脆弱層の全体像の把握と生命の安全な状態を維持・確保する。	団体による当該地域の脆弱層のニーズ調査に基づき指標を立てる。 想定される指標は 定量的指標：支援ニーズとその対応数	団体の支援活動に応じて初期状態が確定 ・在宅避難者への物資供給不足 ・乳幼児、高齢者など特別な物的支援不足 ・外国人市民や訪問者の帰還支援など	期間中発見する対応可能なニーズへの100%対応 助成期間終了後も引き続き支援が必要な層への何らかの支援への引継ぎ	発災時から対象期間終了時までの間、随時
支援対象期間終了後においては、把握された脆弱層が自立再建に向けた自助が可能な状態を目指し、互助、共助、公助など、必要な支援が受けられる状況をつくる。	定性的指標：自立再建に何らかの外的支援が必要な脆弱層が必要な支援とつながっている状況	団体の支援活動に応じて初期状態が確定	対象とする脆弱層の内、対象期間終了までに自立再建の道筋やそのために必要な支援が受けられない被災者の数がない状況	対象期間終了時まで

(6)短期アウトカム (組織基盤強化・環境整備支援(非資金的支援))	指標	初期値/初期状態	目標値/目標状態	目標達成時期
災害時における被災地内部における行政や企業、その他民間支援団体との物資や情報などの連携に必要な関係性の構築	当該災害における民間団体に関わる復旧・復興支援に関する公的機関が実施する情報交換会などの定例会議のメンバーになる。	メンバーとして位置づけられていない	必要な公的機関実施の定例会議のメンバーとなる。	対象となる会議の設定後、速やかに
対象期間終了後も支援活動が行える体制整備に向けた、企業等からの支援の受け皿として、対外的に認知される。	実行団体への支援に関する問合せ件数や事業継続に必要な予算の充足率	対外的に認知されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援に関する問合せ件数は災害規模による ・ (支援活動継続に必要な額の) 100% 	対象期間終了時まで

(7)中長期アウトカム
<p>1.被災地域において、その地域内で復興のために、特定分野に関してネットワーク参加団体が確保された状態が続く。</p> <p>2.事業期間終了後にネットワークとして、その対象分野において発災時に支援の窓口として認識される。</p>

IV.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3団体
(2)実行団体のイメージ	(防災・減災枠で採択した団体と同じ実行団体) 対象の被災地に連携できるその地域内の団体がある、全国を対象とした災害支援に対応できる知見や体制を有する民間団体
(3)1実行団体当り助成金額	1,500万円-2,500万円 (1年間の災害対応スタッフ3人~5人分の人件費 (@500万円) とネットワーク事務局としての災害対応に必要な事務経費)
(4)助成金の分配方法	(防災・減災枠で採択した団体と同じ実行団体) これまでの国内災害における実績と団体の予算規模などを勘案。外部識者から構成されるJPFの国内災害に関する審査委員による審査会。
(5)案件発掘の工夫	(防災・減災枠で採択した団体と同じ実行団体) 当団体の既存の災害支援ネットワークへのヒアリングによる調査や、外部有識者などからの推薦を検討。

V.評価計画

項目	事前評価	中間評価	事後評価
提出時期	実行団体決定 (契約締結) 後、1か月を目途に提出。	実施なし	対象期間終了後1か月以内を目途
実施体制	原則POが実施。(状況により外部審査委員同行) 専門的見解が必要な場合においては、JPFの外部専門家に一部評価を依頼する。	該当なし	原則POが実施。(状況により外部審査委員同行) 専門的見解が必要な場合においては、JPFの外部専門家に一部評価を依頼する。
必要な調査	関係者へのインタビュー;フォーカスグループディスカッション;直接観察;定量データの収集		関係者へのインタビュー;フォーカスグループディスカッション;直接観察;定量データの収集
外部委託内容	フォーカスグループディスカッション;直接観察		関係者へのインタビュー;フォーカスグループディスカッション;直接観察;定量データの収集

VI.事業実施体制

(1)事業実施体制	<p>国内災害においては、既に主要な支援者ネットワークに参加しており、民間団体との連携と対話、関係構築については一定の状況にある。</p> <p>助成事業の効率性、効果については、当方の持っている国際基準に関する知見や関係する団体の有する知見などを活かし、実行団体の活動に適応させて、改善していく。</p>
(2)コンソーシアム利用有無	<p>コンソーシアムで申請しない</p>
(3)メンバー構成と各メンバーの役割	<p>本事業は、JPFにおける災害対応基準を満たした場合に実施する事業である事から、当該被災地支援全般に対しては事務局長を長として組織全体として災害に対応する。</p> <p>当該事業に関しては、プログラムオフィサーを事業責任者として、会計担当、庶務担当の3人を中核とした体制で実施する。</p> <p>一方、組織全体で災害支援を行うため、情報収集などについては組織内連携にて相乗効果を出していく。</p> <p>外部人材登用は予定していないが、災害の状況によってはアドバイザーとして関係する知見を有する専門家を招聘する場合もある。</p>
(4)ガバナンス・コンプライアンス体制	<p>当法人は、2005年より認定NPO法人として活動しており、2020年6月に認定更新を受け、引き続き、ガバナンス・コンプライアンス体制の維持に努めている。</p> <p>また2019年には休眠預金等活用事業の資金分配団体に公募参加に際し、所定の規定類を整備し、実態と共に形式的にも組織の統治や法令順守体制を固めている。</p>
(5)リスク管理	<p>1.目的の不達とその防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募時における事前相談の実施による事前確認 ・ 識者による審査委員会実施 ・ 事業実施中におけるモニタリング実施を通じた進捗管理 <p>2.会計上の不正とその防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施中におけるモニタリング実施を通じた会計チェック ・ 事業終了後の事業実施報告による会計監査の実施 <p>3.活動上の不正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施中における分配団体によるモニタリング実施と裨益者等への調査（ヒアリング等）

VII. 出口戦略と持続可能性

(1) 資金分配団体	<p>本事業は単年度災害対応プログラムのため、災害の規模や被害状況によっては、引き続きの被災地支援が求められる可能性が高いです。</p> <p>この点に関しては、従来の当法人が行う民間寄付の継続を主体に資金調達を目指し、被災地支援や実行団体の活動の原資獲得を目指します。また復興の状況によっては、被災地への資金分配機能として、休眠預金等活用事業における生活再建に関する助成金獲得を目指し、被災地に寄り添った事業継続を支援し続けることも視野に入れています。また近年の長期化する災害支援においては、被災地元企業からの支援申し出や企業の人材育成を目的とした人材派遣による協力など多様な被災地への資源マッチングがあるため、今までの経験を活かし、実行団体や被災地の支援活動が必要に応じ継続される体制支援を行います。</p>
(2) 実行団体	<p>本事業は深刻な被害に対する支援活動を想定している一方、単年度事業のため、出口戦略としては、被災地域の団体への事業の引継ぎを念頭に置いている。基本的には実行団体と引継ぎ先の被災地域の団体は同じ分野のネットワークで結ばれているため、対象期間後も支援関係は継続できるものとしている。一方、被災のダメージによっては、対象期間内に引継ぎが行える状況になく、事業を継続せざるを得ない場合も想定されているので、その様な場合は、当該地域の公的な災害復興会議などに参加し、公的な事業として継続するか、資金分配団体と連携した民間資金調達によりその経費を調達する予定です。</p>

VIII. 広報、外部との対話・連携戦略

(1) 広報戦略
<p>『災害発生時の迅速な支援は、被災者に迅速に支援を届け、命を助けることにつながるだけでなく、いつ被災者になるかわからない自分たちへの投資である。』を訴求し、実行団体や被災地支援を広く呼び掛けます。経済界との連携により寄付や物資提供を受ける事もある事から、実行団体を通じたより正確な被災地ニーズの把握により、効果的な寄付・支援を希望される企業の資源を被災者に届けられる活動を広げていきます。</p>
(2) 外部との対話・連携戦略
<p>JPFでは、現在、災害対応に関する事業を進める際に、関係する団体間のネットワーク（主に民間災害支援団体や行政）他のセクター、団体、企業等の事業への参画、多様な関係者（ステークホルダー）との対話を通じながら進めております。また先進的な技術など研究機関や企業の知見を取り組むため、民間非営利以外のセクターとも継続的に対話を行い、社会全体で災害対応準備を行う連携方針をとっています。</p>

IX.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果

国内事業において、2011年の東日本震災以降、熊本地震、西日本水害などの大規模災害発生時において海外での知見を活かし支援活動を行ってきました

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等

■案件を発掘、形成するための調査研究

- ・垣根のない連帯と共感（東日本大震災における緊急時の連携・仕組みづくりに関する報告書）、・東日本大震災被災者支援評価報告書（2011 - 2017）
- ・東日本大震災被災者支援プログラムにおける支援者間の連携・調整

■その他、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等

法人全体：過去の国内災害において、次のような経済界との連携実績がある

- ・企業寄贈支援物資と現場ニーズのマッチング（企業と支援団体のマッチング数：東日本大震災 228 組、熊本地震 3 組、西日本豪雨 10 組、等）
- ・企業による NGO の支援のサポート（スタッフの渡航支援、支援物資輸送、車両貸出、衛星携帯電話貸出、現地事務所備品貸出、等）
- ・企業独自の復興支援プロジェクトのサポート（現地 NPO とのコーディネート多数、被災地の現状と支援ニーズに関する情報発信 資料の定期配信、報告会の実施等、等）

■伴走支援実績

- ・東日本大震災『共に生きるファンド』 被災三県対象 案件発掘、伴走支援400件程度（2011年から2019年）
- ・復興庁『被災者支援コーディネート事業』 福島浜通り対象 案件発掘、伴走支援12事業（2017年から2019年）事業部

■事業実績

- ・2011 東日本大震災（駐在並びに助成実施、政府・国連機関、民間団体等との連携も実施）
- ・2016 熊本地震被災者支援（調査、資金助成、モニタリング、都内報告会など）
- ・2018 北海道地震被災者支援（調査、資金助成）
- ・2018 西日本豪雨被災者支援（調査、資金助成、モニタリング）他、
- ・2019 台風15号、19号対応（長野-北関東-東北）（調査、資金助成、モニタリング）他

X.申請事業種類別特記事項

(1)草の根活動支援事業	
(2)ソーシャルビジネス形成支援事業	
(3)イノベーション企画支援事業	
(4)災害支援事業	<p>行政事業との違いは、多様な脆弱層に対して、より重点的にかつ長期的に支援が可能な点です。在宅、車中等、非指定避難所を網羅した支援や義務教育期間外の若年層、介護非認定の高齢者など制度の狭間の支援が可能になります。</p> <p>同時に申請の「防災・減災支援」については、感染症蔓延による外部からの支援の難しさから、如何に事前に技術移転や関係性構築などの災害対応準備を行うかが人口減の社会において必要となります。</p>

以 上